

北九環循施第395号  
令和6年8月19日

北九州市日明積出基地利用者各位

北九州市環境局長 兼尾 明利

北九州市日明積出基地の廃止について（お知らせ）

平素より本市の環境行政に関しご協力いただき、誠にありがとうございます。

本市ではこれまで、主に市内東部地区で発生した不燃性廃棄物等を若松区の廃棄物処分場へ効率的に輸送するための中継施設として、昭和56年より日明積出基地を供用してきました。しかしながら近年、同施設への廃棄物等の搬入量は減少しており、また、供用開始から40年以上が経過し、施設の老朽化による今後の利用者の安全確保に懸念が生じています。

つきましては、下記のとおり同施設を廃止しますので、お知らせします。

記

- 1 廃止予定日  
令和7年3月31日
- 2 廃止後の不燃性一般廃棄物の処分方法
  - (1) 響灘西地区廃棄物処分場<sup>【注】</sup>（若松区響町三丁目29番）へ直接搬入
  - (2) その他 別紙参照

【注】響灘西地区廃棄物処分場では、令和7年度以降、次期処分場の供用開始までの間、すべての産業廃棄物等の受入れを停止（市有施設で発生したものを除く）するため、一般廃棄物のみの受入れとなります。産業廃棄物については、民間の廃棄物処分場で処理してください。

【問合せ先】

環境局循環社会推進部施設課 課長：堤、係長：松本  
電話：093-582-2184

E-mail：kan-shisetsu@city.kitakyushu.lg.jp

## ご家庭で発生した不燃性廃棄物の今後の処分方法

- 1 響灘西地区廃棄物処分場（若松区響町三丁目 29 番）への自己搬入
- 2 一般廃棄物収集運搬業者へ処理を委託  
名簿：[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyuu/file\\_0409.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyuu/file_0409.html)
- 3 その他の方法（家庭で発生したごみ）

	廃棄物等の例	処分方法
1	植木鉢	家庭ごみ
2	花びん	家庭ごみ（新聞紙などに包む）
3	ガラス	家庭ごみ（新聞紙などに包む） （指定袋に入らない大きさは粗大ごみ）
4	ガラス製品（コップ・皿など）	家庭ごみ（新聞紙などに包む）
5	瓦	粗大ごみ
6	かん（飲料、食品用以外）	家庭ごみ
7	ゴム類	家庭ごみ
8	皿（陶器、ガラス製）	家庭ごみ（新聞紙などに包む）
9	砂（鉢植えなど少量）	家庭ごみ
10	砂（多量）	粗大ごみ（1回あたり 10kg×3 袋まで）
11	すり鉢	家庭ごみ
12	せともの類	家庭ごみ（新聞紙などに包む）
13	茶碗	家庭ごみ（新聞紙などに包む）
14	土（鉢植えなど少量）	家庭ごみ
15	土（多量）	粗大ごみ（1回あたり 10kg×3 袋まで）
16	壺	家庭ごみ（新聞紙などに包む）
17	砥石	家庭ごみ
18	陶磁器類	家庭ごみ（新聞紙などに包む）
19	土鍋	家庭ごみ（新聞紙などに包む）
20	泥（庭掃除など少量）	家庭ごみ
21	火鉢	粗大ごみ
22	レンガ	粗大ごみ

○家庭ごみは、排出者や収集業者の安全のため、指定袋が破れない重さに小分けしてください。

○粗大ごみ受付センター 電話 : 093-513-3005  
インターネット：<https://www.sodai-kitakyushu.net/>  
※処理手数料：300円～1,000円